

まちなか居住補助金 補助対象者の条件ご確認シート

このたびは、豊川市へご転入（予定を含みます。）いただき、ありがとうございます。

まちなか居住補助金の対象になる方は、次のチェック項目のすべてに該当する必要があります。

また、補助対象かどうかの最終判断は、補助金交付申請書類の確認後に決定しますので、このシートは該当の目安としてご使用ください。

【ご確認内容】

- ① 豊川市への転入は、平成29年1月2日以降ですか？
※豊川市への転入が平成29年1月1日以前の場合、補助対象となりません。
- ② お住まいの家屋は、平成29年1月2日以降にあなたが取得（新築のほか、分譲マンション、中古住宅を含む）されましたか？（又は取得する予定ですか？）
※対象となる家屋の所有者（名義）があなた以外の場合、補助対象とはなりません。
- ③ お住まいの家屋に引っ越す前のあなたの状況は、次のどちらかですか？
ア 5年以上連続して豊川市外に住んでいましたか？
イ 豊川市の災害想定区域内に家屋を所有して住んでいましたか？
ア例) ○名古屋市（6年間）→豊川市（お住まいの家屋）
○名古屋市（3年間）→岡崎市（3年間）→豊川市（お住まいの家屋）
△名古屋市（6年間）→豊川市（6ヶ月※1）→豊川市（お住まいの家屋）
※1…他市から豊川市へ転入後1年以内に同一小学校区に転居する場合に限る
×名古屋市（4年間）→豊川市（2年間）→横浜市（3年間）→豊川市（お住まいの家屋）
⇒豊川市外に連続して5年以上住んでいたことが要件であるため、補助対象となりません。
イ例) ○豊川市内の災害想定区域（※2）→豊川市内の都市機能誘導区域（お住まいの家屋）
※2…災害想定区域とは、まちなか居住補助金交付要綱別表1に記載の区域を示します。
×豊川市内の災害想定区域外→豊川市内の都市機能誘導区域（お住まいの家屋）
⇒豊川市の災害想定区域に住んでいたことが要件であるため、補助対象となりません。
- ④ お住まいの家屋は、都市機能誘導区域（※）に位置していますか？
※豊川市ホームページの「まちなか居住補助金」で位置を検索することができます。
<http://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/toshikaihatsu/toshikeikaku/machinakakyojuhojo.html>
右記QRコードを読み取っていただくと、上記ページを開くことができます。
- ⑤ 連続して10年以上、お住まいの家屋に定住することを決めていますか？
※申請書類「定住誓約書」により確認させていただきます。
- ⑥ 豊川市において、町内会に加入していますか？
※町内会費の領収書などで確認させていただきます。
- ⑦ 豊川市において、市税等の滞納はありませんか？
※滞納のない証明書等で確認させていただきます。
- ⑧ お住まいの皆様の中に暴力団員はいませんか？
※申請書類「定住誓約書」により確認させていただきます。
- ⑨ お住まいの家屋には台所と便所はありますか？
※台所または便所がない場合は、補助対象となりません。
- ⑩ お住まいの家屋のうち、居住の用に供する延べ床面積は80㎡以上ありますか？
※店舗などに併設されたお住まいは、居住の用に供する部分が補助対象範囲となります。

